第四条の見出しを「（会長）」に改め、同条第一項中「委員会」を「審議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条第二項中「委員長」を「会長」に、「委員会」を「審議会」に改め、同条第三項中「委員長」を「会長」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「分科会」を「審議会」に改め、同条第二項及び第三項中「分科会長」を「会長」に改め、同条に次の一項を加える。

6　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

第六条を第五条とする。

第七条第一項中「委員会」を「審議会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条第三項中「分科会及び」を削り、同条を第六条とする。

第八条中「委員会」を「審議会」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「委員会」を「審議会」に、「政策評価課」を「企画課」に改め、「総括し、及び」を削り、ただし書を削り、同条を第八条とする。

第十条の見出しを「（審議会の運営）」に改め、同条中「委員会」を「審議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条を第九条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日の前日において政策評価・独立行政法人評価委員会の委員である者の任期は、第二条の規定による改正前の政策評価・独立行政法人評価委員会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正）

第三条　行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に改める。

（復興庁組織令の一部改正）

第四条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）の項を削る。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人評価制度委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十六号

独立行政法人評価制度委員会令

内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

第一条　独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第二条　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第三条　委員会の庶務は、総務省行政管理局企画調整課（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第三十六条の規定により総務省行政管理局に置かれる管理官が同令第三十九条の規定により命を受けて委員会の庶務に関する事務を分掌する場合にあっては、当該管理官）において処理する。

（委員会の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十七号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十第一項中「中長期在留者のうち」を「特別永住者を除き、中長期在留者にあっては、」に改め、「入管法」という。）」の下に「別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者及び入管法」を加え、「（以下この項において「永住者」という。）及び特別永住者を除く」を「以外の者（以下この項において「特定中長期在留者」という。）に限る」に改め、同項の表中長期在留者（永住者を除く。）の項中「中長期在留者」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三